

令和 6 年 12 月 16 日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和6年12月16日（月曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

菅原善幸委員長

辻畑めぐみ副委員長

鈴木新一委員

今野恭一委員

柏恵美子委員

鈴木悦代委員

---

出席議長団（2名）

鎌田礼二議長

西村勝男副議長

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長 佐藤光樹

市民生活部長 高橋五智美

市立病院事務部長 鈴木康弘

市民生活部  
税務課長 志野英朗

福祉子ども未来部  
子ども未来課長 鈴木和賀子

市立病院事務部  
業務課長 渡辺敏弘

副市長 千葉幸太郎

福祉子ども未来部長 長峯清文

市民生活部  
環境課長 千葉貴幸

市民生活部  
保険年金課長 石村要

福祉子ども未来部  
高齢福祉課長 山本多佳子

市民生活部  
市民課市民総務係長 阿部俊弘

---

事務局出席職員氏名

事務局長 相澤和広

議事調査係主査 工藤聡美

議事調査係長 石垣聡

議事調査係主査 梅森佑介

会議に付した事件

議案第 9 3 号 塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 9 4 号 塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 9 6 号 令和 6 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 9 7 号 令和 6 年度塩竈市立病院事業会計補正予算

午前10時00分 開会

○菅原委員長 おはようございます。

ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、感染防止の観点から、ご発言の際にマスクを外していただくなくとも差し支えありません。

本日の審査の議題は、議案第93号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第97号「令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算」の4件であります。

これより議事に入ります。

議案第93号、第94号、第96号及び第97号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例など計4案件でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上になります。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 保険年金課から、議案第93号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.2と資料No.8をご用意願います。

まず、資料No.2の14ページをお開きください。資料No.2の14ページでございます。

この条例改正の理由は、14ページの提案理由に記載のとおり、国民健康保険の医療給付を受けていない世帯への表彰制度を廃止するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容をご説明いたします。

資料No.8の14ページをお開きください。資料No.8の14ページでございます。

1の概要につきまして、国民健康保険の医療給付を受けていない世帯、医療機関を受診していない世帯への表彰制度について、令和6年度をもって廃止するため、所要の改正を行うも

のでございます。

2の廃止する理由でございますが、3点ございます。

1点目として、国の健康づくりのガイドラインとの相違がございます。本市は、これまで医療機関の受診のない世帯へ表彰状とクオカード（金券）を贈呈する表彰を実施してまいりました。一方、国は、単に医療機関を受診しなかったことをもって評価することや、金銭的価値のあるインセンティブを避けるべきとし、「健康づくりへの参加」の動機づけとしてインセンティブを推進しています。

2点目として、保健事業の在り方との相違がございます。市は、特定健診と早期に医療機関を受診することを推奨しております。昨年度の表彰世帯のうち、およそ82%の世帯が特定健診を受診しておらず、実際にその方々が健康維持できているのか、その実態を伺い知ることができない状況でございます。

3点目に、表彰の目的でございますが、表彰の目的は、保健奨励、言わば健康意識の高揚や医療費の適正化にあります。それらは特定健診や特定保健指導といった保健事業に引き継がれておりまして、表彰制度の役割は終えている状況でございます。

3の表彰の現状でございます。

表彰は、毎年12月に表彰状とクオカードを郵送で送付し、その財源は、国保税を充当しております。

15ページをお開きください。15ページをご覧ください。

4の予防・健康づくりの新たな取組でございますが、表彰に代替する取組として、国のガイドラインを参考に、健康づくりへの参加を推奨する取組を実施したいと考えております。また、これまで医療機関の受診がなかった方々への取材を通して、健康づくりに関する市の施策への反映、参考情報の収集を行ってまいります。

5の施行日については、令和7年4月1日とし、今年度をもって表彰制度を終了するものでございます。

なお、同じ資料の13ページに新旧対照表を記載しておりますので、後ほどご参照願います。

議案第93号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.2の16ページをお開きください。資料No.2の16ページでございます。ページ下段、提

案理由でございます。

提案理由といたしましては、国民健康保険事業における財政の健全化を図るため、令和7年度以後の国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率等を改定するため所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容についてでございますが、資料No.8の25ページをお開きください。資料No.8の25ページでございます。

まず、概要といたしましては、ただいま資料No.2で申し上げたとおり、国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率を改定するため所要の改正を行うものです。

2の改正内容といたしましては、増額改定となり、お1人当たりの平均改定額としては、年額に換算いたしまして1万6,147円の引上げとするものでございます。

次に、各区分ごとの改定内容といたしましては、税率等の改定内容の表をご覧ください。

改定点といたしまして、医療給付費分の所得割を0.9%引上げて7.3%に、均等割を5,900円引き上げで2万9,000円に、平等割を350円引上げて9,500円にそれぞれ改定いたします。

次に、後期高齢者支援金分の均等割を1,000円引上げて1万円に、平等割を500円引下げて7,000円にそれぞれ改定いたします。

次に、介護納付金分の所得割を0.3%引上げて2.3%に、均等割を2,000円引上げて1万1,000円に、平等割を400円引下げて5,000円にそれぞれ改定いたします。

25ページの下段及び26ページに記載の均等割と平等割に係る軽減の表につきましては、低所得者に対する7割、5割、2割の軽減適用値の税額を記載しております。なお、平等割につきましては、特定世帯及び特定継続世帯、説明については、26ページの下段に記載してある部分でございますが、その世帯内で後期高齢者に移行した方がいて、国民健康保険の被保険者が1名となった世帯に対する保険税の軽減対象のことでございます。それを指しますけれども、こちらの特定世帯、特定継続世帯における税額もこちらに合わせて記載をしております。

次に、27ページをお開きください。27ページです。

参考といたしまして、今回の税額改定における各区分の現行と改定後の税額の表を記載しております。

ページ下段、3の施行日につきましては、令和7年4月1日施行とし、令和7年度以後の年

度分の国民健康保険税について、適用いたします。

28ページをご覧ください。28ページです。

4の国民健康保険事業特別会計の収支見通しについてです。

表の上段に歳入、中段の歳出、下段に財政調整基金の残高を記載しております。

今回の税額改定では、次に述べます2点を基本として提案させていただいております。

まず、1点目でございますが、収支見通し期間を5年とし、途中2回の改定を想定して算定しております。

次に、2点目といたしまして、算定期間の5年目の令和11年度末における実質基金残額を本市の国保事業財政規模から、4億7,000万円となる水準とする点の2点でございます。

続いて、29ページをご覧ください。29ページです。

税率改定後のモデルケースといたしまして、6つの課税モデルを記載しております。

また、次のページ、30ページになりますが、30ページには複数世帯のモデルケースを記載しております。

なお、ページは戻りますが、16ページから24ページにかけては新旧対照表を掲載しておりますので、こちらは後ほどご参照願います。

議案第94号についての説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしく願いたします。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 それでは、子ども未来課から議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、子ども未来課に関わる部分をご説明させていただきます。

資料No.6補正予算説明書でご説明させていただきます。

資料No.6、6、7ページをご覧ください。

初めに、歳出予算について、ご説明いたします。

第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費第22節償還金利子及び割引料として、国庫補助金等精算還付金1,246万3,000円を計上しております。これは、過年度におきまして、国・県からの補助金を財源とする事業の実施について、国・県支出金の確定に伴い、超過交付分の返還を行うものです。内訳としましては、国庫支出金の返還額が子ども・子育て支援交付金1,004万1,000円、県支出金の返還額が宮城県子ども・子育て支援交付金242万2,000円、合計といたしまして1,246万3,000円でございます。

次に、歳入予算について、ご説明いたします。

同資料、4、5ページをご覧ください。

第20款繰越金第1項繰越金第1目繰越金第1節前年度繰越金4,329万3,000円のうち、1,246万3,000円を計上しております。子ども未来課から議案第96号の説明は以上となります。ご審議について、よろしく願いいたします。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 続きまして、高齢福祉課から、議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」について、2件ご説明させていただきます。

まず、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業について、ご説明申し上げます。

内容の説明から先にさせていただきます。

資料No.8、50ページをお開きください。

1、概要ですが、高齢者施設等において、スプリンクラー設備など整備を行おうとする介護サービス事業者に対して補助金を交付することで、安全対策の実施の支援をするものです。今回、厚生労働省から補助事業の交付決定があったため必要な予算を計上し、申請事業者に対し補助金を交付しようとするものです。補助事業の交付決定の状況は表に記載のとおりで、既存施設のスプリンクラー設備等整備事業について、1事業者より申請があり、補助対象額及び補助金額とも543万1,000円であり、補助率は10分の10となっております。2のこれまでの経過につきましては、記載のとおりです。

3、事業費及び財源内訳は、本市補助金額として事業費543万1,000円の全額が国庫補助金地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象となるものです。

4、今後の予定につきましては、補正予算をお認めいただきました後、事業者によるスプリンクラー設備等整備及び補助金交付を進めてまいります。

続きまして、資料No.6、一般会計補正予算説明書の8、9ページをお開きください。

歳出から、ご説明させていただきます。

第3款民生費第1項社会福祉費第3目老人福祉費第18節負担金補助及び交付金について、スプリンクラー設備等を整備する事業者に対し交付する塩竈市地域介護・福祉空間整備等補助金として、543万1,000円を増額するものでございます。

次に、歳入でございます。

恐れ入りますが、4、5ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金第1節社会福祉費補助金の、地

域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。高齢者福祉施設等の防災・減災設備の整備に対する国庫補助で、補助率は10分の10であることから、歳出と同額の543万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、高齢者あんしん見守り支援事業について、ご説明をさせていただきます。

資料No.8、51ページをお開きください。

1、概要についてですが、見守り機器の設置に係る助成について、利用希望者の利便性の向上を目的に通年で受付を行うため、債務負担行為限度額を設定しようとするものです。

2、内容についてですが、(1)現在は、助成内容のうち、月額料金の助成については3か月利用後に支払うこととしており、年度内に支払い処理を完了させる必要があることから、申請期間を設けております。今回、(2)に記載のとおり、利用希望者の利便性向上のため、申請期間、支払時期について、変更しようとするものです。

3、事業費及び財源内訳は債務負担行為限度額を設定する事業費64万8,000円の全額が、一般財源でございます。

4、今後の予定につきましては、補正予算をお認めいただいた後、市民及び登録事業者への変更を周知を行ってまいります。

続きまして、資料No.6、14ページをお開きください。

表の4段目、高齢者あんしん見守り支援事業助成金について、令和6年度から7年度を期間として、64万8,000円の債務負担行為限度額設定を行うものです。

高齢福祉課からの説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、環境課所管分について、ご説明いたします。

資料No.8、議案資料の49ページをご覧ください。

清掃工場煙突応急補修工事についてでございます。

1の概要でございますが、今年度実施した清掃工場の改良工事におきまして、煙突の躯体に約20メートルに及ぶひび割れや剥離といった劣化が判明しましたので、現場の安全を確保するために、応急補修工事を行おうとするものでございます。

中段の写真に、煙突上部のひび割れ及び補強バンドの破断、こういった状況をお示ししております。

2、劣化の原因でございますが、煙突の周囲全面にこのような劣化が発生しているものではなく、あくまで、はしごが設置されている面だけに、こういった劣化が見られることから、はしごの接合部分から雨水等が内部に浸食し、劣化が進んだものと推察されます。

3の工事内容でございますが、躯体コンクリート片の落下防止のため、金網を取り付けるものでございます。右側の施工イメージ図をご覧くださいますと、中段の踊り場から煙返しまでの上部約36メートルに金網を取り付けるものでございます。

4、事業費でございますが、1,370万円を計上しておりまして、財源の内訳としましては、全額一般財源となっております。

5、今後の予定でございますが、本定例会で補正予算をお認めいただきましたら、速やかに契約手続に着手し、年度内の完了を予定しております。

続きまして、予算書について、ご説明いたします。

資料No.6、補正予算説明書の10ページ、11ページをご覧ください。

補修工事費用としまして、第4款衛生費第2項清掃費第3目清掃施設費第14節工事請負費に1,370万円を計上しております。

次に、歳入でございますが、同じ資料4ページ、5ページをご覧ください。

こちら、第20款繰越金第1項繰越金第1目繰越金第1節前年度繰越金4,329万3,000円の内数として、こちらに計上しております。

環境課所管の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○菅原委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 それでは、税務課から議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」の債務負担行為の3件の追加に係るご説明をいたします。

まず、1件目、資料No.8の第4回市議会定例会議案資料をご用意ください。資料No.8の47ページをお開き願います。47ページでございます。

塩釜地区2市3町固定資産税航空写真同時撮影業務委託について、ご説明をいたします。

1の概要でございますが、固定資産税・都市計画税は、原則3年ごとに土地と家屋の評価替え、見直しを行います。次回の評価替えは令和9年度に行われるため、評価替えに係る基礎資料として航空写真の撮影が必要となりますことから、塩釜地区二市三町共同で業務委託をしようとするものでございます。

2の対象業務及び委託期間でございますが、(1)の業務内容は、先ほど概要で述べましたとおりで、3年ごとに航空写真の撮影を行うというものでございます。

2の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間でございます。

3の事業費及び財源内訳、今回は債務負担行為限度額設定として、事業費は2,136万円、財源内訳として、そのほかの1,886万2,000円は、下の米印にございますとおり近隣二市三町の負担金で、一般財源249万8,000円は本市該当負担分となります。

4の今後の予定は、お認めいただきましたならば、速やかに契約手続準備を始め、4月に委託業務を開始、1年間で令和9年4月の土地評価替えに備えた撮影を行うことといたします。

次に、本件債務負担行為に係る追加について、ご説明いたします。

資料No.5、資料No.5でございます。塩竈市一般会計補正予算の8ページをお開きください。資料No.5の8ページでございます。

第2表の債務負担行為補正の1、追加として、表中最上段の塩釜地区2市3町固定資産税航空写真同時撮影業務委託(6年度)で、期間は、令和6年度から令和7年度、限度額は2,136万円としております。

続きまして、債務負担行為の2件目と3件目の追加に係るご説明をいたします。

資料No.8の第4回市議会定例会議案資料をご用意ください。資料No.8でございます。こちらの48ページをお開きください。資料No.8の48ページでございます。

固定資産税・都市計画税に係る管理システムのデータ更新等業務について、ご説明をいたします。

1の概要でございますが、令和7年度からの固定資産税・都市計画税の賦課に係る管理システムのデータ更新などについて、効率的かつ円滑な賦課業務を行うため、業務委託をしようとするものでございます。

2の対象業務及び委託期間でございますが、(1)の令和7年度塩竈市登記データ更新業務委託の①の業務内容につきましては、法務局より通知される令和7年度分の登記情報等について、概要で述べさせていただきますとおりの業務を行うものでございます。

②の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間でございます。

次に、(2)の令和7年度固定資産税管理システム保守業務委託は、業務内容として(1)の業務委託により完成されたシステムを正常かつ効率的に運用可能な状態に保守を行う業務内容で、②の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間でございます。

す。

3の事業費及び財源内訳、今回は債務負担行為限度額の設定といたしまして、(1)の令和7年度塩竈市登記データ更新業務委託の事業費は536万円、(2)の令和7年度固定資産税管理システム保守業務委託は31万7,000円で、いずれも財源は一般財源となります。

4の今後の予定は、お認めいただきましたらば、速やかに契約手続の準備を始め、4月に委託業務の開始を予定しております。

次に、本件債務負担行為の追加について、ご説明をいたします。

資料No.5、塩竈市一般会計補正予算の8ページをお開きください。資料No.5の8ページでございます。

第2表の債務負担行為補正の1、追加として、2件ございます。

まず、表中上から2件目、塩竈市登記データ更新業務委託(6年度)、期間は令和6年度から令和7年度、限度額は536万円。もう1件は、その下、固定資産税管理システム保守業務委託(6年度)、期間は令和6年から令和7年度、限度額が31万7,000円としております。

議案第96号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」の税務課に係るご説明は、以上となります。ご審議ほど、よろしくお願い申し上げます。

○菅原委員長 渡辺業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 それでは、市立病院から議案第97号「令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算」について、ご説明いたします。

資料No.7の令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算をご覧いただきたいと思います。

3ページをお開き願います。

業務の予定量として、第2条、令和6年度塩竈市立病院会計予算の第2条に定めた予定量の(4)主要な建設改良に応じて、医療機器等購入の既決予定量5,500万円を施設購入費として1,007万1,000円を追加します。

次に、第3条の資本的収入及び支出ですが、説明の都合上、支出からご説明いたします。

支出としては、第1款資本的支出第1項建設改良費として、医療機器等の取得費用として、1,007万1,000円を増額補正するものです。これにより、第1款資本的支出は2億6,547万4,000円から2億7,554万5,000円となるものです。この支出に対する財源としましては、県補助金により対応することとしており、上段の収入をご覧ください。第1款資本的収入第3項県補助金1,007万1,000円増額補正しております。これにより、第1款資本的収入は、1億

9,327万1,000円から2億334万2,000円となるものです。

次に、第4条の債務負担行為です。老朽化対策として早急に事業を進める必要性から、病院整備改修事業に関わる事業費と、公用車のリースについて、債務負担行為期間及び限度額を設定するものであります。

続きまして、第5条の企業債です。

第5条では、企業債の限度額として当初予算に計上しておりました1億780万円の限度額を1億1,220万円へ改めております。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思います。

こちらは、令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算実施計画でございます。

上段の表の資本的収入及び支出に係る収入といたしましては、第1款資本的収入第3項県補助金第1目県補助金として1,007万1,000円を補正予定額に計上しております。支出といたしましては、第1款資本的支出第1項建設改良費第1目施設購入費として1,007万1,000円を補正予定額として計上しております。

下段は、債務負担行為に関する調書でございます。年度末までの支払いは発生なく、次年度以降の発生となります。表の右側は財源の内訳を示しております。

5ページ以降は、補正予算説明資料となっておりますので、後ほどご参照いただければと思っております。

議案第97号「令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算」の説明については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○菅原委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださいますよう、お願いいたします。

鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 よろしくお申し上げます。かいしんの鈴木新一です。

まず、資料No.8の議案第93号、14ページでございます。

国民健康保険の医療費給付を受けていない世帯への表彰についてでございます。

国のガイドラインとの相違とございまして、これは廃止という流れでございます。それを健康づくりに参加して、それに対してインセンティブを推進して、体験会を実施していこうと

いう流れは、非常に私もよいのかなという賛成はありますが、ただ、何年間もずっと活動をしてきた際に、単に医療機関を受診しなかったということで359世帯中297世帯、82%に贈与したということですが、その現行の内容を全く確認しないで、受診しなかっただけで表彰としたのか、その辺をちょっと確認ですけれども、お願いしたい。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 令和5年度の表彰世帯の内容でございます。

この令和5年度の表彰した世帯については、内容は確認しておりません。ただ、単に医療機関を受診しなかったことをもっての表彰でございました。以上でございます。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ちょっとその辺になると、もうちょっと疑問に思っていて、何年も継続しているということ、県がやっていたことに準じただけなのかということと、私がちょっと率直に思ったのは、359世帯に対して297世帯、82%もお渡ししているということですから、当然、事前に行かなかった、受診しなかった理由なり、そこに健康に対する、ちょっと答えを何通りか入れて、極めて健康で行かなかったのか、市でも少しそういう管理というか、健康状態、もちろん1年に1回健康診断というのは、当然必要だと思うんです、いろんな意味で、自分では分かりませんので。ですから、推進しながらも健康の状態を管理するアンケートなりそういうものを、ぜひやるべきではなかったのかなと率直に思ったんですけれども。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 今、鈴木委員がおっしゃったとおりといいますか、すべきだったと反省しております。実は、11月4日に、国民健康保険運営協議会という諮問機関にもご相談したとき、そのときの協議会からの意見としても、鈴木委員がおっしゃったように取材、ただ単に医療機関を受診していないだけではなく、さらに一步踏み込んで相手様に敬意を表しつつ、どのようなことを取り組んでいますか、そういったところの取材をすべきであったろうというご指摘は頂戴しておったところでございます。

以上でございます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 了解いたしました。

本来であれば、そういうものが必要最低限の業務サービスではないかと思っておりました。

次に、その次のステップとして、健康づくりの参加ということ、拝読しまして、非常にいい

ものだなと思ってましたけれども、ちょっと、ここでも質問なんです、健康づくりへの参加、ウォーキングのきっかけということがございました。スマートフォン歩数計の活用とか、ノルディックウォーキング体験、これは市政だよりの12月14日、先週の土曜日にやられていたようなものが入っていましたね、確認しましたけれども。各医療機関の外来がない世帯への取材（アンケート）、そういうのを市で保健事業への反映とすることなんです、最初に言った歩数計とか、ノルディックウォーキングというのを、どうやって、本当にじゃあ、やってみようか、行ってみようかというのを、ちょっとだけ広報に入っていました、もっともっと健康づくりというのであれば、周知徹底したほうがよろしいんじゃないかと思います。その辺の段取りなり周知の考え方をお聞かせ願いたいです。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 資料No.8の15ページの新たな取組のところでございます。

まず、ウォーキングのきっかけづくり、今年度、今の時期からなのですが、実は試行的にやっております。試行的にというのは、ゼロ予算で、実は進めようとしております。というのは、実は助走の段階でございまして、令和7年度に本格的に実施したいと考えております。

なお、令和7年度の事業の内容につきましては、今、来年度予算の編成を、我々当局側でさせていただきます。また、こちら、議会にご相談をさせていただきたいと思っておりますが、今、考えている部分、ざっくりの部分でとしましては、やはりウォーキングが健康づくりにいいというのは、当然国でもエビデンスといいますか、出されております。そして、それを支援するためのアプリも複数開発をされております。スマートフォン、今、身近なもの、プラススマートフォンをお持ちでない方であれば、歩数計をお貸しするなりして、それでもってインセンティブ、歩いた距離とかそういったものによって、新たな健康づくりのサービスをお出しするとか、あくまでも金銭的なサービスではなくて、健康づくりにより取り組むインセンティブがふさわしいと、これは国のガイドラインにも示されておりますので、そういったところを進めようと考えてございます。

以上でございます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 そのインセンティブという言葉ですが、インセンティブというと、我々、民間に勤めている場合には、何か達成した場合のプラスアルファでというような、ボーナスポイントみたいな感じで捉えるんですが、このポイントがつかますよって記載されていますが、

具体的にどういうポイントがどういうことで反映するものなのか、ちょっと分からないもの  
ですから、お願いしたいです。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 例えばというところでお話をさせてください。

アプリを使ってポイントがたまる、ポイントの段階がございます。例えば、5,000ポイントを達成したとなれば、温水プールの利用券、体育館の利用券のサービスですとか、あと民間のサービスも、今年度の試行的に使わせている部分があるんですが、その民間サービスの部分では、スターバックスの飲み物券、クーポン券、そういったものが配られるというサービスでございます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 そうするのは、インセンティブでしょうけれども、それを物すごい、皆さんに、市民の方々に、ポイントもつけながら健康増進なんですよということを、丁寧にやったり町内会の回覧も含めてしたら、非常に塩竈市のコンパクトシティの中の健康増進、町内会にも健康推進委員っています。そういうもので、この間の金曜日、うちの部会では野菜摂取ということで勉強会をやりました。ですから、広くそういうものを周知すれば、健康というのは皆さん気をつけていますので、非常にいいのかなと思ってます。他市にも自慢できるのかなと思っていますので、ぜひもっともっと広く周知されたらよいかと思われまので、よろしく願いを申し上げます。

総合的に考えて、あとそういうことをやった後で、皆さんのご意見を聞くような事業をしました、結果が出ましたと言ったら、それに対しての、どうでしたかっていうような追いアンケートというか、そういうものを考えたらどうでしょうか。考えはございますか、ちょっと聞きたいです。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 ありがとうございます。

追いアンケートといえますか、当然やって終わりではなく、アドバイスいただいたとおり、させていただきたいと思います。周知もですけれども、参加された方、そういった方への聞き取り、それを新たな施策に反映する取組を進めさせていただきます。

ありがとうございます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。

ぜひ、引き続きお願い、丁寧をお願いしたいと思います。

次は、資料No.8の25から28ページにかけてでございます。

議案第94号についてと思います。

塩竈市国民健康保険税条例の一部改正について、概要は、国民健康保険事業の財源の確保を健全化するためということで、令和12年に宮城県と統一するという動きでございます。

それで、改正内容としては、国民健康保険税の税率平均改定額、塩竈ですとプラス1万6,147円、1人当たりということで、ちょっと私もびっくりしました。この近年の経過を、以前の担当の方、前任者の方々にもちょっと参考までにお聞きしました、先週。平成24年ぐらい前までは、税金の収納率が80%ぐらいだったということで、それを上げるために担当の方が一生懸命努力して、年間に14、15億円程度の基金を集めていったということで、3年間ぐらいでたまってきて、余剰があったということでございます。そして、その流れの中で、結果的にちょっと多いからということで減額を3年間ぐらい、またして行って、コロナ禍に入って、グレーゾーンになって見えなくなって、ふと気づいたら、県から何年後に、宮城県どこでも同じような税率にしますという流れで、計算したら塩竈が非常に低かったので、慌てるように5割アップということでございます。これ、一般論をお話ししますけれども、普通の人、来年から5割上がるって、ああ分かりましたって言う人がおられるのかなという住民の方で、そんなに上がるんですかというのが、本来多分、展開としてはそうなると思います。その辺の上げ下げの見解を、ちょっと即答できないかもしれませんが、その見極めというか、聞くとやっぱり前任者とか、要するに、そういうコロナ禍だったということで目測を誤ったのか分かりませんが、保険年金課というものがずっと組織的にあってやっている以上は、投機的な見方というのは当然必要だと思うんです、これは。でも、情勢によっては、目先の1年とかの判断も当然必要だと思いますが、そこでやはり係長、課長、部長という中の役職で管理職もおられる以上は、様々な観点から、やっぱり、県、国、市・町、隣の町、ほかの分の状態を把握しておくというのは、必要性として非常に高いと思うわけなんです。ですから、その辺の中で、どういう投機的な見方をしていたのかなという、総論でも結構ですから、各論まで言いませんので、お聞かせ願いたいと思います。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 今、鈴木委員おっしゃったように、当然1年後、数年後、10年

後の見通しは立てて、その都度、毎年ローリングといたしますかを、かけるべきところがございます。当然、組織として、我々、私が担当の保険年金課長でございますが、係長、また、上席部長、市長、副市長もですけれども、相談、協議して議会の皆様にご相談すべきものと考えてございました。

それと、もう1点、恐れ入りますが、先ほど鈴木委員がおっしゃったお言葉の中で、現状から5割アップという言葉をいただきましたが、ちょっと主語を付け加えをさせてください。標準税率と現行税率の差の5割ということで、現行税率からの5割ではないということだけ、大変申し訳ございませんが、付け加えをさせてください。

失礼いたしました。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 なぜ、新型コロナ前の4、5年間に、3年間も連続で下げたのかという、その辺の根拠をちょっと教えていただきたいと思います。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 新型コロナ前の基金の税率でございますね。

新型コロナ前と言いますか、平成31年度末では、元年度末のときには14億7,000万円の基金がございました。14億7000万円でございます。その後でございますが、4年をかけて基金が目減りした金額が2億6,100万円、4年間で減っていった。その後、令和5年度1年間で2億6,900万円減っております。4年間の減り方が、令和5年度一度にどんと減ったというところがございます。言わば基金の取崩しが加速している状況というところから、税率改定の検討に至ったというところでございます。言わば、新型コロナの時期と言いますか、前回の税率改定後の基金の減り方が、先ほど言ったように4年間で2億6,000万円と緩やかだったというところがございます。

以上でございます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 ですから、毎回毎回、結果報告ということで、いつもこうやって、これまでも、私も1年間やっつけて分かってはいるんですが、やっぱり常にその県の動向とか、そういうものを傾注しながら、結果的に2億とか2億6,000万円とか減ってきましたと言って、そのときの危機感とか対策というのが、その時点で行われていたのかちょっと疑問があったものですから、その辺はどうなんですか。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 当然、毎年度、県、近隣市町村、国の動向、そういったもの、また、本市の財政状況を見通しを立てながらのところが必要です。毎年、決算のときにご報告はしてまいりましたが、分析をもっともっと深く掘り下げて、そして議員の皆様にも、本市の状況だけではなく、国・県の考え方、そもそものところも含めて情報提供をすべきであったろうと反省をしております。

以上でございます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 ぜひ、常々一方通行じゃなくて、他方、後ろ前、上下の観点というのは、当然必要なんじゃないか、管理職として当然だと思っておりますので、ぜひ努力していただきたいと思います。

先ほど、令和12年に県に移行するというタイミングの中で、我々塩竈市としては、4億7,000万円程度は額が、という数字が出ておりますが、本当にこれ、適正な金額なんでしょうか、4億7000万円、ちょっとお聞きします。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 令和11年度末に目標とする基金の残を4億7,000万円としております。財政調整基金の使い道、使途、また、その取扱いについてですが、県の保険料水準の統一がなされたときにどうなるのかというところになりますと、正直、今、ご報告できる材料はございません。と言いますのは、県内の市町村がこれから協議をしていくことになります。

なお、厚生労働省の保険税水準の統一のガイドラインですとか、大阪府や奈良県といった先行自治体があるんですけれども、そういった自治体の例によりますと、収納不足が発生した場合の事業費納付金を充当、また、市町村個別の保健事業への活用、被災者にかかる国保税の減免、そういったものが可能とされております。

なお、本市がこれまで行ってきたような国保税を低く抑えるために基金を活用すること、これは避けるべきとされております。

なお、4億7,000万円は、そういったよりどころがない状況のところ、今、全国と同規模自治体の平均の基金の保有額、それを参考に4億7,000万円を設定をさせていただいたところ、です。

以上でございます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 その答弁は答弁なんでしょうけれども、ですからそういうものも含めて、それであっても、その周りのものを含めた中での査定をもっと厳しくやったほうが、結果的には、4億7,000万円いったけれども、全然違ったなという、着地点がない場合もあるでしょうから、気をつけてお願いしたいと思います。

それで、単純に差額の5割値上げするといったことに対して、総論としてはやむを得ない部分もあるんでしょうけれども、市民の方に、この数か月間でどう周知や納得をしていただく活動や広報というのはあるんでしょうか、ちょっとお聞き願います。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 まさに非常に、とても大事な部分でございます。市の広報は、もちろんです。それと、説明会、これは開催をいたしたいと考えております。その説明会は、ただ単に総論的に申し上げるのではなく、時間をかけて個別に、例えばうちはどうなの、ですとか、そういったものも答えられるように、試算表などを用いて、複数の場所、時間を設定しての開催をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。ぜひ、積極的に、本当に丁寧に、これは国民健康保険の加入者というのは、会社の厚生年金とまた、ちょっと立ち位置が違うものですから、非常に厳しい中での上げっていうことですので、これはぜひお願いはしたいと思います。

ここでちょっと、当局からの案で5割、2割、1割という素案の数字、算数がございしますが、やはり言葉尻でも5割というのと、えっ、となるので、私が考えたのは、ちなみに3、3、1とか、3、3、2というような計算方法で、また、言葉の当たり方も随分違うと思うんです、丁寧な説明の中でも。いきなり5割、何で今まで何だったのっていう、絶対反応があると思いますので、ささやかに私としては、3、3、2とかっていう、そういうような数字になれないものなのかなあと非常に思っておりますが、その辺どうでしょうか。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 今回、我々で令和7年度に差分の5割、令和8年度にプラスの2割、令和10年度にプラス1割と5、7、8なんですけれども、それを、ご提案を考えてお

るところでございます。仮に、鈴木委員がおっしゃっているように、3、3、2となった場合、最終的には令和11年度末の基金の残高に影響します。例えば、我々が試算をしてる中のところを一つ数字をご紹介しますと、仮に3、3、3でいったような場合、最終的に基金が幾らになるのかといいますと、4億7,000万円だったものが4億、飛んで500万円になると見込んでおります。およそ6,500万円マイナスというところでございます。今、一例としてご説明いたしました。

以上でございます。

○菅原委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。

これも、今現時点でそういう算数になるんでしょうけれども、本来であれば、今ちょっと表をずっと見たら、塩竈市の年間に7万9,679円、隣の町が9万3,327円、ちなみに仙台市は10万6,000円、利府町で11万8,000円、ちなみに塩竈市は24位の、35ある中の24位です。ですから、本来、後先になるんでしょうけれども、これがもうちょっと上がってれば、その比率は下がったわけなんです。ですから、そういうものも含めての中で、成り行きでこうだったらこういう計算しかないんですって言われても、もちろん納得できないわけですよ、そういうことが。ですから、シナリオというかプロセスは非常に大事なんだなということもあって、私の提案ですから、そこに4億7,000万円も算数ではいけないというのであれば、それはやむを得ない部分もあるでしょうけれども、税金を払うは市民の方ですので、その納得の尺度というのは当然考えないとまずいものですから、そういうことも含めてのお話で、今この算数をちょっと出してみたんですが、最後に、今のお話の中で、収支設定する中で、必ず反論とか、いろいろな意見があると思いますので、その辺をゆっくりと考えながら結果が出るようお願いはしたいとは思っています。総論としては賛成なんですけど、各論としてはちょっとどうしてもこの10年間振り返っても納得できないものもあったので、これは他の市民の皆さんでしたら、そう言われると思いますので、その辺も含めて、じっくりいくように検討しながらお願いしたいと思います。

私の質疑は以上です。

○菅原委員長 ほかに発言ございますか。

暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

---

午前10時58分 再開

○菅原委員長 会議を再開します。

鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 私からは、議案第93号に関わってお伺いします。

議案にあるように、病院を受診しないということだけをもって表彰というのは、健康づくり、健康増進していくという趣旨からして、合わなくなっているというのは、そのとおりだと思います。早期発見し、早期治療というのが病気の一次、二次予防の鉄則と言われているわけですが、最近の報道なんです、国が推奨する健康づくり、運動量、目標に達する達成度について、あるスポーツ財団が首都圏をフィールドに調査をしたということを知りました。達成度は全体の半分程度だったという結果でした。ですけれども、本市の特定健診の間診票には、軽く汗をかく程度の運動を週3回以上やっていますというような項目があると思うのですが、そういう実施率と言いますか、生活習慣に関わる、間診票から見たデータとかあるでしょうか。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 特定健診の間診票のデータ、それは当然データとしてシステムに入っておりますので、抽出、ちょっと、今持っておりません。それが抽出できるのかどうか、ごめんなさい、ちょっとあとで調べさせていただきます。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 お願いします。

表彰、金銭的な高いインセンティブに変わる取組ということでも出ていますが、健康づくりに留意している世帯の取材ってということでも書いてあるんですけども、個人としては、意識の高い方だったり、個人だったり、グループだったり、いろいろあると思うんです。いろいろある中で点と考えると、それを面として、本市として健康づくりの上でどういう課題があるかという、そういう課題の見える化というのが必要だなとも思うのですが、現在、スポーツ振興のために、関連する機関であるとか、課題の見える化するための取組とか、そういう取組の現状ってというのはどうなっているか教えてほしいです。

○菅原委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 それでは、今、鈴木委員からご質疑ございましたが、様々健康に関

わる取組を行ってございます。先ほど、やはりお話あるウォーキングポイントの話とかも含めて、こちらに関しましても、連携を取ってます団体との共同事業ということで実施をさせていただいておりました。ただ、なかなか健康づくり事業に関しても様々なこのウォーキングだけを取っても、かなり様々な選択肢がある中での話でございます。今後、今、ご指摘があったようなスポーツ選手、あるいは、そういった取組にかかる、どれぐらいだと効果を示すのかというようなところで、しっかりと資料を集めながら、今後の健康づくり活動に関して取り組んでいければと思っておりますので、健康づくりの取組、うちの福祉子ども未来部の健康づくり課の所管でありまして、私からさせていただきます。

以上でございます。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。

特定健診の問診の中にも、体にいい習慣に関して、意思を問うというか、思いを質問する項目があったと思うんです。今やっているか、半年ぐらいの間にはやろうと思うとか、そういうのあると思うんですが、やりたいという気持ちがありつつも長続きしないのか、だと思っただけでも、そういった意味で、いろいろな市としての課題を見える化したというそういうものを土台にして、市民を巻き込んだ、市民と行政が共同で健康づくりを進めるということで、スポーツを核にしたまちづくり、仕掛けによって意識が低くても自然に交流ができた、活動が活発に結びつくという、いろいろな波及効果が出るのではないかなと考えるものです。それは、ひいては医療費の節約にもなっていくことだと思っただけでも、そういったところも、ぜひ考えるところですよ。

○菅原委員長 ほかに質疑はございますか。辻畑委員。

○辻畑委員 よろしく願いいたします。

資料No.8の25ページ、議案第94号について、伺います。

この中で、概要として、国保事業における財政の健全化を図るため、令和7年度以後の税率などの改正を行うものとあります。そして、平均改定額1万6,147円の増加とあります。市民の生活への影響をどう考えますか。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 国保税の改定に係る市民の皆様へのご負担というところでいただきました。当然、お1人当たり年間1万6,147円、高い金額、市民の方にとっては大変高い

金額と心得ております。言い訳になりますが、低所得の方々には、当然軽減措置がございます。この1万6,147円は、所得のない方、また、高所得の方の全ての平均としてお示しをしております。なお、低所得の方々の具体の改定の額につきましては、附属資料のモデルケースもご覧いただければと思います。

以上でございます。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

そういう負担をしている方の対応というのは、確かにいろいろな例を挙げていらっしゃいますが、ただ本当にこのちょっとでもこの枠に入れない人は、本当に生活費のかなりの割合が、国保税で取られる、本当に国保税を払うのは大変という声をよく聞きます。では、国保税の値上げの背景には、政府が2018年に国保の都道府県一本化を決めたことにあります。それまで、国保税の負担を抑制するために、多くの自治体が独自に一般会計からの国保財政への繰入れの財政を行ってきました。そして、塩竈市でも2011年に国保税の引下げを求める署名が1万通近く市長に提出され、塩竈市では、国保基金を活用して税率を抑制してきました。さきの民生常任委員協議会では、参考資料として、ほかの市町村の最終改定期限の説明がありました。塩竈市では、ほかの自治体と比べて見直しが遅かった。また、1人当たりの付加税が低い、少ないとの説明がありましたけれども、市民にとっては、市民の立場にとった対応と言えるのではないかと思います。

いかがでしょうか。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 当然、市民の方々の負担、考慮と言いますか、税率の検討に当たっては必要なことと思っております。今、辻畑委員からおっしゃっていただいております、国の繰入れ、そういった部分もございました。国民健康保険税制度、国民皆保険にさせる根幹のところでございます。また、高齢者、定年退職者した方々ですとか、低所得の方々の加入割合も高いので、負担感と言いますか、一般の被用者保険、会社勤めの方々に比べると大きいと言われております。保険者の市町村の財政に支障が生じないような財政措置、これは機会を捉えて、他の市町村とも連携しながら、要望といった、そういったものに当たるべきと思っております。

以上でございます。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 当局の税率改定の基本的な考え方として、民生常任委員会に示された資料で述べられている。不足する財源を財政調整基金からの繰入れで補っており、適正な税率の検討が必要となっているとしていました。問題は、今回の税率改定が適正な税率かどうかということです。令和11年度までに5割、2割、1割と税率を上げ、さらに令和12年度も引き上げて、県の標準税率に合わせるということですが、その結果4億7,000万円の基金がたまるということになります。それほどまでにして、余剰金が出るほど税率を上げる必要があるのでしょうか。今回の改定で示されている税率が、果たして適正なのかどうか、その点いかがでしょうか。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 今回、積算した税率は、適正という言葉かどうか、その数字目標に向かってしっかりと計算をさせていただきました。なお、辻畑委員からのご質疑の前段にあります4億7,000万円の部分、こちらは、まず先ほど来申したように全国の平均の部分でございますが、なお、これについては、先ほど鈴木委員のときにも申し上げたのですが、県と市町村との協議、当然これから、ちょっと曖昧な言い方で申し訳ございません。そういった部分で目安となる金額も出てきますので、その都度、毎年ご報告しながら検討、再度、積算をし直すべきと考えております。

以上でございます。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません、分かりました。

4億7,000万円の余剰金については、今のような説明がありました。国保の加入者は年金生活の高齢者の皆さん、非正規労働者など所得の低い、今おっしゃいましたけれども、低い人たちが本当に多くを占めています。それなのに、国保税は、会社員などが加入する健康保険と比べ2倍の高さです。県の標準税率に合わせることも、負担が大変になっている市民のことを考えるべきではないでしょうか。いろいろな軽減策をされていますが、ちょっとそこを外れば、本当に子供たちを抱えて大変な思いをして家計をやりくりしているご家庭がたくさんあると思います。市民のことを考えれば、そこまで税率を引き上げる必要はないと思いますが、いかがでしょうか。市民の暮らしの実態に即して、再検討を求めますが、いかがですか。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 これまで、ご説明させていただいておりましたが、今の税率を継続した場合、基金が底をついて予算が組めない状況が発生します。令和9年度ないし、令和10年度には予算が組めなくなります。予算が組めないということは、そもそもこの制度ができない、運用できない、給付ができない、病院代を我々がお支払いすることができなくなってしまうので、やはり税率の改定は避けては通れない、させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 最後に申し上げますが、本市を含め、市町村の国保財政を困難にしている大きな原因は、何といても国の国庫負担の切下げにあります。以前は50%が、今は20%の国の支援です。本当に少なくなっています。それで、全国知事会や市町村会、市長会では、1兆円の国庫負担の増額を認めています。本市も国庫負担の増額を強く求める立場を表明させていただきたい、そのことを求めて終わります。

○菅原委員長 ほかに発言はありませんか。

それでは、ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

---

午前11時16分 再開

○菅原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第94号については、継続審査を求める意見がありましたので、継続審査について、お諮りいたします。

議案第94号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○菅原委員長 挙手全員であります。

よって、議案第94号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

---

午前11時18分 再開

○菅原委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第93号、第96号及び第97号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○菅原委員長 挙手全員であります。

よって、議案第93号、第96号及び第97号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時19分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 菅原善幸